

## 労働契約の終了に関するルール(2)

### 労働契約の終了について

#### 4. 解雇の規制について

(1) 解雇の規制対象になる解雇は、使用者の一方的意思表示による労働契約の終了のことで、労働契約の解雇以外の終了事由としては、

- ① 労使合意による労働契約の解約
- ② 労働者の一方的意思表示による任意退職
- ③ 労働契約に期間の定めのある場合の期間の満了

⇒ただし、形式的に有期労働契約が反復更新されているが、実質において期間の定めのない労働契約と認められる場合には、解雇に関する規定の類推適用があります。

- ④ 定年による退職

⇒ただし、定年に達したときに改めて解雇をする制度の場合、定年後も勤務延長等の取扱いがなされることがあり、必ずしも退職となるとは限らない場合などには、解雇の適用があります。

- ⑤ 休業期間満了時に、改めて解雇する制度の場合はこの限りではありません。

- ⑥ 労働者が死亡した場合などがあります。

#### 5. 労働契約の終了について

##### (1) 解雇

解雇とは、使用者の労働者に対しての、一方的な意思表示による労働契約の解約のことで、普通解雇、懲戒解雇、整理解雇などがあります。

##### (2) その他

合意解約、任意退職、雇用期間満了、休業期間満了後の職場復帰が不能、労働者の死亡などがあります。

《詳細については、お近くの労働基準監督署にご確認ください》



# 施設経営の Q&A

労務管理、会計・税務等の様々な問題に  
専門相談員が、的確にお答えします。

## 「計算書類の注記（４）」

**Q** 計算書類の注記項目は 16 項目あるということですが、それぞれの項目毎に、その注記として記載する意味や作成上の留意点について教えて下さい。

**A** 前回までの本コーナーでは（１）～（７）の 7 項目を説明してきましたので、今回は（８）～（１１）の 4 項目を説明します。

（８）担保に供している資産  
土地・建物等の「担保に供されている資産」と、その資産が「担保している債務の種類および金額」を記載します。

（９）有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
固定資産の種類毎に取得価額、減価償却累計額及び当期末残高を記載します。  
必ず、貸借対照表との整合性を確認する必要があります。

（１０）債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高を記載します。  
上記注記は、徴収不能引当金を貸借対照表上直接法で表示している場合に必要となります。  
間接法で表示している場合は、注記は不要です。  
そのため、この注記については、記載を要しない法人が多いものと考えられます。  
貸借対照表の表示における「直接法」「間接法」を事業未収金について例示すると次のとおりです。

「直接法」

事業未収金	1,000,000
-------	-----------



注記 要

「間接法」

事業未収金	1,000,000	
徴収不能引当金	△ 20,000	980,000



注記 不要

## 「解雇予告除外認定申請」

**Q** 退職申し出後の解雇予告除外認定申請の取扱いについて。

（１）労働基準法第 20 条は、使用者が労働者を解雇しようとする場合においては、民法第 627 条により雇用関係は退職申し入れ後 2 週間を経過していない間に（労働者が）他の事業場へ転換（転職）したことにより、使用者が解雇予告除外認定申請をした場合、これを認定すべきものか否か？

（２）民法第 627 条の規定によって労働者は、2 週間の退職予告義務を有するが、労働者側から退職の申出をした場合については、何等規定していないから、この場合には、民法第 627 条により雇用関係は退職申し入れ後 2 週間を経過したことにより終了するものと考えられる。この場合労働者側から退職の申入れをして未だ 2 週間を経過していない間に他の事業場へ転職したことにより、使用者が解雇予告除外認定申請した場合は、これを認定すべきものか否か？

**A** 民法第 627 条の規定によって労働者は、2 週間の退職予告義務を有するが、労働者が退職申出をなし、使用者が承諾すれば就業規則に別段の規定がない限り、2 週間以内であっても労働関係は終了する。就業規則に労働者の退職の申出に対する承諾と解されるから、法第 20 条の、解雇の問題は生じない。【昭 26.10.29 基収 4494 号】

（１１）満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益を記載します。

満期保有目的の債券は、満期まで保有することなどを要件として貸借対照表上での時価評価は不要とされています。そのため、満期保有目的の債券についての時価に関する情報を、注記として開示することとされたものです。